

聖籠町特別の理由による任意予防接種助成制度のご案内

骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種に要する費用を助成します。

■ 申請の流れ

①医師に理由書を記入してもらう。（様式第2号）



②対象認定申請書を①の理由書に添えて保健福祉センターへ提出。



③町から認定又は不認定の通知を行う。



④認定されたら、予防接種を対象者へ自費で接種する。



⑤領収書と明細書を持参し、保健福祉センターにて申請。

※事前に手続きが必要となりますので、申請前に保健福祉センターへお越しください。

■ 手続き方法

接種後6か月以内に、保健福祉課（保健福祉センター内）に申請をしてください

（例：11/15接種⇒翌年5/15まで）。なお、振込みは申請があった日の翌月末となります。

《申請に必要なもの》

- ① 母子健康手帳など予防接種の種類が分かるもの
- ② 医療機関が発行した領収書（接種を受けた人の氏名が入っていること）
- ③ 通帳など振込先口座がわかるもの

※領収書がないと助成を受けられません。大切に保管してください。

【問い合わせ】 聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

予防接種費用助成担当 ☎0254-27-6511

（開庁時間：平日8：30～17：15）